

8 流通関係

ア 大規模小売店舗

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
大規模小売店舗立地法の趣旨の徹底 （経済産業省）	大規模小売店舗立地法第13条の趣旨（地方公共団体の施策における本法の趣旨の尊重）の周知徹底を図るため、「大店立地法相談室」の業務の充実を図る。また、地方公共団体による同法の運用について、必要に応じて、法の解釈を示すとともに、第13条の趣旨に反する事例が生じた場合には、地方自治法に基づいて技術的助言・勧告を行う。	逐次実施			<p>（経済産業省）</p> <p>大店立地法第13条の趣旨の周知徹底については、経済産業省及び各地方経済産業局に設置している「大店立地法相談室」を通じ、都道府県等における届出状況・運用状況等を把握するとともに、地方公共団体との連絡会議、地方公共団体の担当者を対象とした研修において、運用方法等に関する技術的助言を行っている。</p> <p>また法の解釈等については、平成17年3月の指針の改定に伴い相談内容等を収集・分析した質疑応答集等について必要な見直しを行い、公表し、法運用主体に対して再度周知を行った。（平成17年9月 大規模小売店舗立地法の解説等[第3版]）</p>	